

1 合併の方式

観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月11日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、観音寺市とする。

4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、当分の間、観音寺市坂本町一丁目1番1号（現在の観音寺市役所）とする。
- 2 現在の豊原町、豊浜町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。
- 3 庁舎の方式については、本庁方式とするが、支所については、従来の住民サービスを極力低下させないように配慮した組織・機構とする。
- 4 新庁舎については、将来建替えの時に協議する。

5 財産及び債務の取扱い

- 1 1市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 2 財産区有財産については、財産区有財産として、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。

- 2 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、24人とする。
- 3 選挙区については、全市域で1選挙区とする。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定に基づく任期等に関する特例を適用し、平成18年9月30日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 新市の農業委員会の選挙による委員の最初の選挙における定数は、30人とする。

8 一般職の職員の身分の取扱い

- 1市2町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
 - 2 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
 - 3 職務については、合併時に職名とともに級別職務分類表を統一する。
 - 4 職員の給与制度については、給料表の取扱いを含め合併時に統一する。
 - 5 現職員については、現給を保障する。

9 特別職の職員の身分の取扱い

1市2町の特別職の職員については、合併に伴い1市2町の法人格が消滅するため、その身分を失う。

新市における特別職の職員の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については、類似団体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。